

単品スライド条項の減額運用について

小林市発注の建設工事においては、原材料費の高騰等に起因して、平成20年6月25日に単品スライド条項の増額運用ルールを定め、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての品目を対象に、請負代金額を増額するよう運用しております。

しかしながら、最近では、一部の資材において価格の下落が見られ始めたことから、単品スライド条項の減額運用ルールを定め、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての品目を対象に単品スライド条項の減額運用を平成21年5月15日から施行することとしました。

1. 単品スライド条項の増額運用の状況

○対象資材

- ① 平成20年6月25日から、「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に運用
- ② 平成20年10月1日から、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての品目に対象を拡充

2. 単品スライド条項の減額運用の適用

(1) 対象工事

工期の末日が平成21年7月15日以降の工事から対象

○平成21年5月15日から施行→残工期が2ヶ月以上ある工事から適用

※工期の末日とは、契約工期のことをいう。

(2) 対象資材

発注者側からの協議請求により、発注者・受注者間の協議に基づいて、全ての品目を対象

○文書により正式に協議を請求

○現段階で価格変動の大きな品目 → 鋼材類（鉄筋 等）、燃料油（軽油 等）

[鉄筋(SD345 D19)の場合]

H20.11月設計単価：116,000円→H21.4月設計単価：71,500円（-38.4%）

[軽油（ドラム渡し）の場合]

H20.10月設計単価：151円→H21.4月設計単価：91円（-39.7%）

(3) 請求時期、契約変更の時期

工期末の2ヶ月前までに発注者が請求→工期末に変更契約

○ただし、経過措置として、工期の末日が平成21年7月15日以降で平成21年8月15日以前である工事についての請求は、平成21年6月15日までとする。

(4) 適用基準

対象資材の価格下落に伴う減額分のうち、発注者からの変更請求に基づき、請負代金額の1%を超える額を減額

○単品スライドの増額運用と同様の基準とし、資材価格の下落に伴う減額分のうち、請負代金額の1%を超える額を減額することとする。

(5) スライド額の算定方法

- 【鋼材類】{変動前の実勢価格—変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×105/100
 - + 【燃料油】{変動前の実勢価格—変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×105/100
 - + 【○○類】{変動前の実勢価格—変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×105/100
 - + 【□□類】{変動前の実勢価格—変動後の実勢価格}×対象数量×落札率×105/100
 -) スライド前の請負代金額の1%相当額
-

スライド額

○変動前の実勢価格

[全ての品目]

設計時点における各対象材料の単価

○変動後の実勢価格

[鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く）]

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の設計単価（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

[燃料油]

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における設計単価の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

(注1) 鋼材類、燃料油など品目毎にそれぞれ個別に変動額を算定し、1%を超える資材のみがスライド額の計算対象となる。

(注2) スライド額の算定に当たり、受注者からの書類等の提出は求めないものとする。ただし、発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、受注者に対し、各対象材料を実際に購入した際の請求書、納品書、領収書等の書類の提出を求め、提出書類により証明された場合には、実際の購入価格を用いて単品スライドの算定を行う。

(注3) 平成21年5月15日以前に部分払いをしている場合は、その対象となった部分については対象外とする。